

事 務 連 絡

令和6年10月11日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

鉄道等の公共交通機関の遅延時における自家用車活用事業の活用について

荒天や事故等により鉄道等の公共交通機関に遅延又は運転見合わせ（以下、「遅延等」という。）が生じた場合、鉄道及びバスによる代替輸送やタクシーによる機動的な輸送が行われているが、輸送サービスを円滑に提供するため、関係者間の連絡体制を構築することとするとともに、必要に応じて地方運輸局等が道路運送法第20条第1号に基づく営業区域外輸送が可能である旨をタクシー事業者団体にアナウンスすることとする。また、その際に自家用車活用事業（以下、「日本版ライドシェア」という。）による地域の一般ドライバーを活用した輸送を行うことも可能とする。

本事務連絡では、これらの取扱いについて、下記のとおり定めることとしたため、その旨了知されるとともに、遺漏なきよう取り図られたい。

記

1. 連絡体制の構築

鉄道等の公共交通機関に遅延等が生じた際に、タクシー等による輸送対応を速やかに実施できるよう、地方運輸局等は、鉄道事業者及びバス・タクシー事業者団体と連絡が取れる体制を構築することとする。

2. 日本版ライドシェアの活用

荒天や事故等により鉄道等の公共交通機関に遅延等が生じ、運行再開までに概ね3時間以上要する場合及びそれに準ずる遅延等が見込まれ、当該地域のタクシー事業者だけでは個別輸送力が不足する可能性がある場合、必要に応じて地方運輸局等は、道路運送法第20条第1号に基づき他の営業区域のタクシー会社による輸送が可能である旨をタクシー事業者団体にアナウンスすることとする。また、その際に同局等の判断にて日本版ライドシェアの活用も可能とする。

※なお、交通混乱が生じている一次交通機関の輸送力や駅等の交通結節点の乗降場の収容力等を勘案し、個別輸送サービスが輻輳することによる渋滞等の外部不経済が発生しないよう、駅等におけるタクシー車両の供給状況を注視するなど、慎重に対応することとする。

3. 対象地域

全国

4. 実施状況の報告

対応を行ったタクシー事業者は、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和6年3月29日付国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）に基づき自家用車の活用状況について記録するとともに、以下の項目について毎月10日までに前月分の数値を管轄の運輸支局等に報告することとする。

- ・ 運送を実施した地域（起点となる駅の名称等）
- ・ 自家用車の使用車両数
- ・ 自家用車の実車回数
- ・ 輸送人員